

南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び

災害の発生の防止に関する条例概要説明版

はじめに

南知多町では、土砂等による土地の埋立て等において、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、住民生活の安全確保と生活環境を保全することを目的に「南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しました。

この条例では、面積が 1,000 m²以上の土地で土地の埋立て等の事業を行うときは、町の許可が必要です。

また、埋立て等に使用する土砂について土壌汚染の防止のための安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できないことと、盛土や堆積の構造基準を定め、崩落などの災害の発生を防止します。

なお、土地所有者や事業者の皆さんは、条例の趣旨をご理解いただき、土地の埋立て等の事業の適正な実施にご協力くださるようお願いいたします。

用語の解説

①土地の埋立て等	土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の行為をいいます。
②土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物を除く。）をいいます。 ※いわゆるゴミが混じってはいけません。
③事業区域	土地の埋立て等を行う区域をいいます。
④事業主	土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいいます。
⑤土地所有者	事業区域の土地の所有者をいいます。
⑥土地所有者等	事業区域の土地の所有者又は当該土地に関して用益権（地上権、地役権又は賃借権等をいう。）を有する者をいいます。
⑦隣接地権者等	事業区域の土地に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権を有する者をいいます。

条例を適用する事業

- ①事業区域の面積が 1,000 m²以上である土地の埋立て等を行うとき
- ②埋立てしたい土地に隣接又は周囲 100mの区域内において同一事業者が施工する**過去3年以内に完了させた埋立て事業及び現在埋立て中の面積**を合算して 1,000 m²以上となる場合

↓隣接又は周囲 100m

新たに埋立てしたい土地 例 500 m ² (この土地に対して条例の適用を受けます。)	過去3年以内に完了させた埋立て事業 又は現在埋立て中の土地 例 600 m ²
--	--

$$500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2$$

許可を要しない事業

- ①国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
例：土地改良区、土地区画整理組合、地方道路公社など
- ②法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等であって、規則で定めるもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定で許可を受けた一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において行う土地の埋立て等
- ③前に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等
例：ア 農地改良に伴う土地の埋立て等で次に掲げるもの
・盛土した部分の高さが1m以内 ・切り下げた部分の深さの最大値が60cm以内
・掘削した部分の深さの最大値が60cm以内
イ 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
ウ 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等
※その他規則で定めていますのでご確認ください

土地所有者の皆さまへ

適正な土地の埋立て等の事業を行うためには、事業主による適正な施工管理が不可欠ですが、事業主と土地所有者の連携も大変重要なこととなります。

このため、この条例では、埋立て等を行う事業主に土地を提供するときは、また農地改良や宅地造成などに伴う埋立て等の工事を行う事業主に依頼するときは、その土地所有者に対して次に掲げる責務が生じます。

また、災害が発生したときなどには、町は事業主のほか、土地所有者に対しても必要に応じて、措置命令を行うことができます。

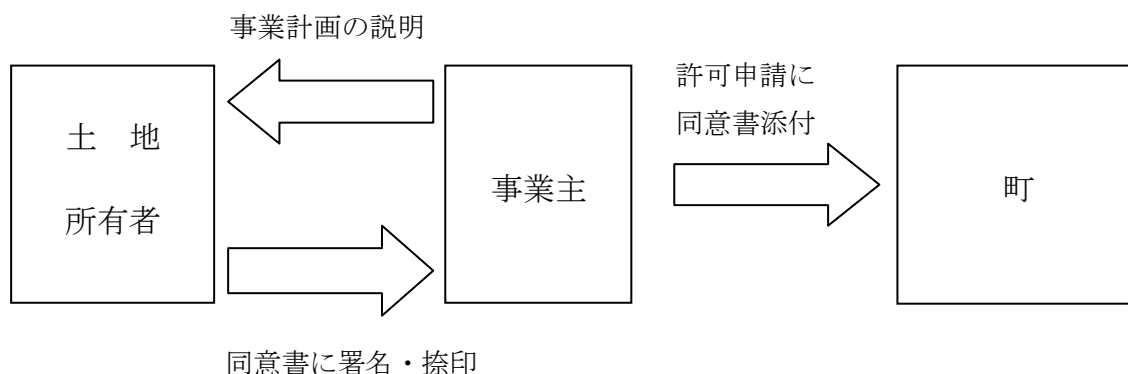
○土地所有者の責務

- ① 土壌の汚染や災害が発生するおそれがないことなど事業計画を十分確認したうえでなければ、土地の使用に関して同意してはなりません。
- ② 事業主は、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため必要な措置を講じなければなりません。これを事業主が怠った場合は、事業主に代わり土地所有者がその措置を講じなければなりません。

○土地所有者に対する措置命令

汚染された土砂等が搬入されたり、土砂等の崩落などの発生防止のため、緊急の必要があるときは、町は事業主のほか土地所有者に対しても必要に応じて措置命令を行うことができます。

これにより、町から措置命令を受けた土地所有者は、汚染された土砂等の撤去や、災害防止措置を講じなければならないこととなります。



事業主の皆さまへ

この条例の対象となる埋立て等の事業を行うときは、あらかじめ町長の許可を受ける必要があります。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じ、条例による施工上の基準を順守し、無秩序な埋立てとならないようにしなければなりません。

さらに、事業の施工中は「土砂等管理台帳」の整備や土壌の汚染の状況を調査、報告することとなっております。

事業を行うにあたり必要な手続きの主な内容は次のとおりです。

○許可に関する手続き

①土地所有者の同意

事業区域内の土地所有者やその土地にかかる権利（地上権、賃借権など）を有する者に対して、事業計画を説明し同意を得なければなりません。

②地権者・住民等への説明

許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等と当該事業区域の周辺 300mの範囲内の土地に現に居住する住民（以下「周辺住民」という。）に対して、説明会を開催しなければなりません。

③許可申請

事業主の氏名・住所、事業区域の面積等を記載した申請書に、土地所有者の同意を得たことを証する書面、事業区域を示す図面、その他必要な書類や図面を添付して町長に提出しなければなりません。

※主な添付書類

- ・ 隣接地権者等の承諾書
- ・ 周辺住民等への事業説明会の結果報告
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
- ・ 土砂等の発生から処分までの経路を示した図
- ・ 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において採取した土壌の地質検査の結果 など

◎罰則 措置命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するなど罰則規定を設けています。

許 可 基 準

許可申請の内容が次の許可の基準に適合している場合でなければ、許可を受けることができません。

- ① 条例に基づく命令や措置命令を受け、必要な改善や措置が完了していない事業主でないこと。
- ② 事業区域内的の土地の所有者や権利者の同意を得ていること。
- ③ 周辺住民等に対する事業説明が行われていること。
- ④ 施工管理者を置くこと。
- ⑤ 2年以内に完了する事業計画であること。
(土砂等の入れ替えを常とする一時的な堆積を行う場合を除く。)
- ⑥ 土砂等の発生場所が特定されていること。
- ⑦ 搬入する土砂等に有害物質（カドミウム、全シアン、鉛など）が含まれていないこと。
- ⑧ 土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当していること。

搬入する土砂等の地質検査の適用除外

- ・ 国や地方公共団体が行う公共事業で発生した土砂等で、町が安全基準に適合していると承認したとき。
- ・ 採石法、砂利採取法等に基づき許認可等を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等で、土砂等の発生元等を証する書面が添付されたとき。

- ⑨ 埋立て工法で、条例で定める別表第2「施工上の基準」を満たしていること。
例えば、埋立て等の高さや法面の勾配などについて規定しています。
- ⑩ 事業区域周辺において、生活環境の保全や災害の発生防止のために必要な措置が講じられていること。(条例で定める別表第3で確認)
例えば、土砂の崩壊を始め粉じんの飛散対策や交通安全対策等が挙げられます。

砂防法など他の法令に基づく許認可等が必要な行為であって、その法令により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合には、必要ありません。

許可を受けた後の手続き

標識の設置等

- 標識の設置と事業区域を容易に把握できるよう柵を設け、その柵は事業区域内が目視できる構造としてください。
- 子ども等の進入防止のため、立ち入り禁止の看板を設置してください。

着手の届出

着手する日の7日前までに届けなければなりません。

施工管理者の設置

生活環境の保全や災害の発生を防止するため、施工管理者は常駐とします。

管理台帳の整備

搬入時刻、搬入車両の登録番号、搬入業者の名称、数量、積込み場所を施工管理台帳に（毎日）記載する必要があります。

定期報告

着手した日から、3ヶ月ごとに事業区域内の土壌の汚染の状況について、町職員立会いのもと調査を行い、1ヶ月以内に町長に報告する必要があります。

埋立て等の事業を実施している区域を 3,000 m²以内に等分し、その区域ごとに土壌の地質検査を実施します。

完了したときの手続き

- 事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、その日から 14 日以内に完了、廃止、又は休止届を提出する必要があります。

事業の手続き(流れ)

